

「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」について

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室専門職 八田 聡史

中央教育審議会大学分科会（以下、「分科会」という。）は、平成二二年六月二十九日に、同年二月から六月までの審議状況を、「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」（「第四次報告」として取りまとめた。

分科会はこれまで、平成二二年六月の「第一次報告」、同年八月の「第二次報告」及び平成二二年一月の「第三次報告」により、その時点までの審議状況を報告しており、今回の「第四次報告」は、これらに続くものである。以下では「第四次報告」の要点を紹介する。

一．審議の問題意識

大学分科会は、大学教育の質保証、多様な学生の受入れ促進、大学院教育の在り方など、多岐にわたる論点を、それぞれ部会やワーキング・グループ（WG）を設けて審議している。論点ごとの検討状況については、①法令改正など、具体的な制度改正を提案したもの、②具体的な制度改正には至らないまでも、検討が必要な論点を整理したもの、

など、進捗に差がある。「第四次報告」は、これらの論点について、大学分科会として、その時点の審議状況を取りまとめたものである。

また、大学分科会で審議されている論点は、それぞれ別個のものではなく、共通の問題意識に立つものもある。大学教育の質保証は、国として、大学教育の水準を確実に保証しようとするものであり、これは国内の学部教育に限らず、大学院教育や大学教育のグローバル化について検討する際にも、共通する考え方である。また、質の高い大学教育が提供されるためには安定した経営基盤が不可欠であり、大学への財政支援においても、質保証の考え方は重視されている。

さらに、今後、一八歳人口が減少すること、また、大学に多様な学生が集まることは大学教育の現代化にも資することから、国内外から多様な学生を受入れるための促進方策を検討している。具体的には、国内では社会人等の多様な年齢層の者の受入れを検討するとともに、国外では、国際的な大学間交流の充実方策等を検討している。

これらの論点に共通して意識されている問題意識としては、①各大学の個性・特色に基づく機能別分化の推進、②大学教育が学位プログラムとして構成されることに着目した質保証、が挙げられる。

（各大学の個性・特色に基づく機能別分化の推進）

機能別分化は、平成一七年一月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（「将来像答申」）で示された考え方である。大学の機能として「世界的研究・教育拠点」「高度専門職業人養成」「総合的教養教育」等の七つを提示し、各大学がその個性・特色に応じて保有する機能を選択し、また各機能への重点の置き方を選択することにより緩やかに機能別に分化していくことを想定している。

「第四次報告」は「将来像答申」の方向性を踏襲しており、今後の公財政支援や大学間連携の支援等の今後の施策展開に当たっても、機能別分化を踏まえた対応が必要としている。また、財政支援のみならず、大学の自己点検・評価、認証評価や国立大学法人評価等の大学に対する評価においても、機能別分化を踏まえた対応が重要としている。

（大学教育が学位プログラムとして構成されることに着目した質保証）

国境を越えた学生の移動が増加する中、各大学においては、多様な学生や社会に対し、何を学ぶことができるかを体系的に示すことが必要になっている。「将来像答申」は、

こうした状況を踏まえ、各大学が、教育内容を学位を与える課程中心の考え方に再整理するとともに、それを社会に對して明確化することを求めている。

これら二つの視点を基調として、「第四次報告」は、各審議事項に関する検討状況を取りまとめている。以下、それぞれの検討状況を紹介する。

二．各審議事項に関する検討状況

（一）公的な質保証システムの整備

我が国の公的な質保証システムは、平成一四年の学校教育法改正により、「事前規制型」から「事前規制と事後確認の併用型」に転換したことで、設置基準、設置認可審査、認証評価の三要素から構成されている。これまで、大学分科会は「第一次報告」及び「第二次報告」で、設置基準、設置認可審査、認証評価をめぐる課題を整理しており、「第四次報告」は、それまでの審議で問題提起されていた質保証に関する論点を、①設置基準等の改正が必要な事項、②今後さらに具体的な検討を要する事項、③その他、質保証に関して検討が必要な事項、の観点から指摘している。（詳しくは、前号「大学設置認可に関する大学分科会の審議状況（三）」を参照）

（二）教育情報の公表の促進

従来から、大学は、学校教育法や大学設置基準により、その教育研究活動に関する情報を社会に公表することとさ

れてきた。大学分科会では、各大学が、教育情報の公表を通じて、外部からの適切な評価を受けながら教育水準の一層の向上を図っていく観点から、教育情報の公表の促進方策を検討している。「第四次報告」は、公表が求められる情報を①公的な教育機関として大学が公表する義務がある情報、②教育力の向上の観点から大学が公表に努めるべき情報、③大学教育の国際競争力の向上の観点から求められる情報、として段階的に整理している。このうち、①及び②の情報、平成二二年五月の大学分科会への諮問を経て、同年六月に、学校教育法施行規則等が改正されている。

なお、質の高い大学教育のためには、安定的な経営基盤の確保が不可欠であり、大学の財務・経営に係る情報の公表についても、大学分科会で検討されている。「(六)質保証を支えるための国公私立大学の健全な発展」を参照)

(三) 幅広い年齢層の者が学ぶ大学教育の推進

日本の大学の学生層は、一八歳人口が大半を占めており、これは国際的に見ても特異な学生構成となっている。大学分科会では、国内外から、より多様な学生を受入れるための促進方策を検討している(この問題意識は(四)に共通)。「第三次報告」は、日本の大学への社会人入学者数の割合がOECD諸国に比して低いが(OECD平均が二〇・六%に対し、日本は二・〇%)、社会人の学習ニーズは高いこと(「リカレント教育を受けたい」又は「興味がある」者は約九〇%)など、社会人の大学での学習に関する現状や、

社会人受入れのためのこれまでの取組(制度改正や、経済的負担の軽減策)を整理している。

「第四次報告」は、「第三次報告」までの検討をさらに具体化しており、多様な学習者層の具体例として、①就業者のうち、自主的に、又は企業研修等として就学する者、②厳しい雇用情勢等を背景として、自己の職業能力開発に取り組む二〇〜三〇代の若年層、③子育て等に従事する女性のうち、就業を中断後、復職等を希望する者や、新たに就業を希望する者、④退職等を迎えた高齢者、をあげている。その上で、それぞれの学習者層の目的に応じた教育プログラムの編成・実施することが、学習を促進するとしている。また、大学と国がそれぞれ取り組むべき具体的な方策として、大学に対しては、(ア)社会人の学習動機にこたえる学位プログラムを編成する等、大学教育の充実と学修成果の評価に取り組むこと、(イ)経済的負担等、大学就学に係る負担の軽減に取り組むことを、また、国に対しては、これらの大学の取組を支援することを提言している。

(四) 大学教育のグローバル化の促進

大学教育への質保証について、各大学が、諸外国の取組や国際的な動向を踏まえながらその教育内容を改善することは、世界的な視野からの人材確保の観点のみならず、我が国の大学制度への信頼性の確保の観点からも、重要な課題である。

「第二次報告」は、我が国の大学制度について国際的な信

頼性を確保するため、海外の大学との組織的・継続的な教育連携を構築することが重要であり、質保証を図るためのガイドラインの作成が有益であること等を指摘している。さらに、「第三次報告」は、海外の大学との連携を促進する方策として、「ダブル・ディグリー等の連携を促進するためのガイドライン(案)」の検討を開始していることを報告しており、これらに引き続き、「第四次報告」は、「海外の大学との組織的・継続的な教育連携を構築するためのガイドライン」を取りまとめたことを報告している。これは、海外との大学間連携を促進するため、用語の定義や、プログラムの質を保証するための留意事項を整理したもの

である。なお、このガイドラインは現行の大学制度を前提としており、海外の大学との連携をさらに構築するためには、大学設置基準等の制度的な検討が必要であるとしている。

また、近年、アジア地域との大学間交流が強まっていることから、今後、その一層の充実を図っていくことが重要であること、その際には、各大学では習得すべき知識・能力を明確化し、それを踏まえた体系的・一貫性のあるカリキュラムを編成・実施することなど、学位プログラムの整備を通じて、教育の質の向上に取り組むことが重要であるとしている。

さらに、欧州のエラスムス計画による共同教育プログラム整備や、ポロニーヤ・プロセスなど、欧州域内を通じた大学教育の質保証制度に関する取組に着目し、アジア地域

でも、国や地域を越えて質保証に取り組もうとする動きがあること(本年四月の日中韓大学間交流・連携推進会議等)、また、このような国・地域を越えた質保証の枠組みを構築することが重要としている。

(五) 大学院教育の飛躍的な充実

グローバル化が進展している現状にあつて、我が国の成長を牽引する高度な知的人材を育成すること、また、そのために大学院教育の質の保証と向上を図ることは、我が国が今後持続的な成長を続けるために、極めて重要である。大学院部会は、これまでの施策の成果を検証しつつ、平成二三年度以降の新たな「第二次大学院教育振興施策要綱」を策定するための審議を行っている。

大学院部会は、計四〇〇以上の専攻を対象に調査を実施し、平成一七年答申「新時代の大学院教育」と平成一八年「大学院教育振興施策要綱」の進捗状況を検証している。

成果については、グローバルCOEプログラムや大学院GPによる支援が選定先大学院の改革意欲を高めていること、T.A.R.A等の経済的支援が充実してきていること(受給状況：八八、一七七人(H一七) ↓九六、四八二人(H二〇))などから、これまでの大学院教育振興施策に一定の成果が上がっていることを評価している。

一方、課題として、グローバルCOEプログラムや大学院GPに参加していない大学院への成果の普及が不十分であること、博士課程修了者へのキャリアパスが十分に整備

されていないこと、博士課程の教育が個々の教員の研究活動を通じて教育にとどまり、学位プログラムの整備の観点から課題があることなどをあげている。

②今後の大学院振興施策について

「第四次報告」は、社会からの大学院と大学院生に対する評価を高め、博士課程進学を促進し、社会のリーダー層となる人材を育成するため、学生が見通しを持って大学院に進学できるような環境整備を進めていくことを、大学院教育改善の基本的な方向性として提言しており、今後の具体的な方策を、以下のとおり整理している。

(学位プログラムに基づく体系的な教育の実施の観点)
・課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育課程の確立

・体系的な教育を実施するための組織的な教育・研究指導体制の確立

・体系的な学位プログラムとしての、博士課程における一貫した教育の確立

(大学院教育に対する認識の向上)

・教育情報の公表の推進

(学生に対する支援)

・学生が多様なキャリアパスを開拓できるようにする取組の充実方策の検討

・経済的負担の軽減など、優れた学生の進学促進

(我が国の成長を牽引する大学院の形成)

・世界的な大学院教育拠点の形成を推進する方策の検討

(専門職大学院の質の向上)

・専門職大学院の教育内容の充実と質の向上を図る方策の検討

(六) 質保証を支えるための国公立大学の健全な発展

大学教育の質保証のためには、大学がその役割・機能を果たしながら適切に教育活動を実施することを支援する観点が必要である。「第四次報告」は、こうした観点から、大学の役割・機能を再定義した上、大学に対する財政支援や、私立大学の支援方策の方向性を示している。

○ 国公立大学の役割・機能について

昨年一一月に実施された行政刷新会議の事業仕分けでは、国立大学の法人化の成果について検証し、大学のガバナンスの在り方を見直すべき、等の指摘がなされた。これを契機に、文部科学省は平成二二年一月から国立大学法人の在り方に係る検証を実施した。大学分科会も、そうした視点を念頭に置きつつ、国公立大学に検討の視点を広げて、それぞれの役割や機能の在り方を検討した。

歴史的経緯として、我が国では、国公立の設置形態が

それぞれ存在する複合的な大学システムが形成されてきた。その中でも、私立大学は大学数・学生数の七割以上を占めており、我が国の大学システムの発達に大きな役割を果たしてきた。そして、大学の有する機能として、①設置形態を通じて共通に有する機能、②国公私立大学が、設置者ごとの特性に応じて有する機能、があり、各大学がその機能を果たすことで、これまで、多様な大学教育が展開されてきた。

「第四次報告」は、国公私立大学が、設置形態による特色と、大学としての共通点を踏まえて協調・協力し、社会的変化・要請に応えながら、大学全体の活性化を図り、我が国の持続的な発展・成長の基盤としての役割を果たすことが重要としている。

○ 大学への財政支援の方向性について

「第四次報告」は、より発展的な大学改革を促進する観点から、財政支援の方策について、①大学の基盤的経費への支援、②国公私立大学を通じた大学教育改革の支援、③学生への経済的支援、のそれぞれについて、改善の方向性を示している。

①については、新しい知識・技術を創造・蓄積するとともに、次代を担う人材を育成する大学が、現下の厳しい財政状況であっても、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるように、基盤的経費を確保すべきこと、また、その際には、大学も経営改善を図り、資源を適正に管理し、最

大限有効に活用するべきことを指摘している。

②については、体系的な教育プログラムを整備する必要があること、また、その際には大学に対する社会的なニーズを踏まえる必要があることを指摘している。その上で、検討課題として、成果を測定するための指標の明確化や、他大学への波及効果を高める仕組みの構築等をあげている。③については、経済的に困難な状況にある者が進学を断念することがないよう、教育費負担を軽減すること、また、進学希望者が、将来の経済的負担を見通すことができるよう、情報提供と相談体制の整備に取り組むべきとしている。

○ 私立大学の健全な発展

各大学が質の高い教育研究活動を持続的に実施するには、経営基盤の安定が不可欠であり、「第四次報告」は私立大学の経営改善に向けた方策を提言している。

具体的には、私立学校・共済事業団の経営支援機能を充実し、学校法人の経営改善に向けた取組を強化すべきとしている。また、地域・社会や学生との信頼関係を構築する観点から、国に対し、各学校法人の情報公開を促すとともに、情報内容の一層の共通化・充実に向けて検討することを提言している。さらに、これらに加え、私立大学が発展していくためには、基盤的経費の助成と競争的資金配分を効果的に組み合わせ、多元的できめ細かなファンディング・システムを充実することが必要であり、私学助成等の充実や、寄付税制等の一層の充実を提言している。